

研究ノート

欧米の子ども期研究 (Childhood Studies) の動向と課題 (1)

—子どもの権利論から子ども期研究の方向性を探る—

首藤美香子*

【要旨】

欧米では、子ども期研究 (Childhood Studies) が学際的に展開され40年がたつ。子ども期研究では、子ども期を生物学的に同定される「普遍」の「自然」なものではなく、「社会的構築物」と捉え、時代や地域、階層、民族、人種、ジェンダーなど子どもの生きる個別具体的な状況から、子ども期に対する概念の共通性と多様性、変化とその意味の解明がなされてきている。本稿では、子ども期研究の集大成『子ども・子ども期研究事典』(2020年)を手がかりに、日本ではなじみのない子ども期研究の系譜、領域、問題意識、方法論、基本概念の翻訳紹介を試みた。特に、国連子どもの権利条約 (UNCRC) に焦点をあて、子ども期の概念がどう刷新されたか、子どもの権利をめぐる議論の歴史的動向と評価を整理した。その結果、子ども期に対するイメージや子どもの能力をめぐる解釈の違いにより、子ども期は保護対象か否か、「子どもらしさ」を認め「子どもである」ことに特権を与えるべきか否か、与える権利をいかに序列化するかなど、様々な立場が拮抗し、それゆえ「子どもの権利とは何か」その定義の理論的脆弱さと不調和が依然として残されていることがわかった。今日、子どもの権利論は、学術的に「子どもと大人の差異」「子ども期の意味と価値」、子どもの「進化する能力」「行為主体性」「声」の理解と処遇を、個々の文脈や関係性から精査する方向へと進んできており、これらの課題は子ども期研究こそが引き受けるべきものであるといえた。

キーワード：子ども期研究 (Childhood Studies), 構築主義, 子どもの権利論

*子ども学部子ども学科

SUTO Mikako : Current Issues of Childhood Studies in the U.S. and Europe (1): Future Directions in Childhood Studies examined by the Children's Rights Debates

1. はじめに

人間の「生、死、性、出生」は「生物学に属していると同時に社会的な意識のあり方 (mentalité) にも属し、自然に属すとともに文化にも属す」とするならば、子ども期の境界、区分、属性は生物学的条件に還元される「自然」ではなく、歴史的に変容する「社会的構築物」でもある、と説いたアリエスのテーゼが、「概念としての子ども期」研究という新分野を拓いてから、はや半世紀が過ぎた¹。この間、欧米では子ども期を対象とする諸科学が相互の課題を融合させ、子ども期の多義性と可変性、複数性を解明する学際的な子ども期研究、すなわちChildhood Studiesが確立された。近年は、子ども期研究で学位を出す大学も増え、多くの入門書、教科書、専門書、国際ジャーナル誌が発行されている²。そして2020年には、子ども期研究の集大成とも呼べる*SAGE Encyclopedia of Children and Childhood Studies* (『子ども・子ども期研究事典』、以下では事典と略す)³が出版された。そこで本稿では、この事典を手がかりに、子ども期研究の動向と課題を探ってみたいと思う。

2. 子ども期研究の系譜、領域、問題意識、方法論、基本概念

事典の構成と編集方針は以下の通りである。本事典は、欧米の約470名の研究者による約600項目、100万語以上の解説から構成される全4巻1740頁の大部の書で、次のテーマに分類されている。すなわち、〈子ども期研究の分野と新興領域〉、〈理論と概念〉、〈研究方法論〉、〈研究活動・社会運動〉、〈子どもの年齢・期間・属性別の呼称、社会的地位と役割〉、〈表象〉、〈子どもの権利〉、〈制度と組織〉、〈統計〉、〈環境と地理〉、〈家族と子育ての歴史〉、〈教育〉、〈メディアと文学〉、〈宗教〉、〈モノと物質文化〉、〈子育て・保育・教育・児童福祉の実践〉、〈医療に関する言説と実践〉、〈社会的課題と議論〉、〈重要人物〉、である。特に多くの項目が割かれているのは、〈子ども期研究の分野と新興領域〉、〈理論と概念〉で、子ども・子ども期を対象とする学術研究における基本と最新の研究成果の紹介がなされる。また、子ども期研究の新しい可能性が、ポストモダンの批評理論、ポストコロニアリズム、ジェンダー／クィア研究、地政学、文化の政治学、キャピタリズム、バイオポリティクス、グローバルポリティクス、ポストヒューマニズムなどの観点から、示唆される。

編者代表のクック⁴は、序文にて、事典発行の経緯と子ども期研究の意義と課題を下記のように述べる。すなわち、事典は「過去40年間にわたり、アイデンティティと正統性を求め試行錯誤してきたこの分野の取り組みを具体的に示す一つの機会」である。1989年に「国連子どもの権利条約 (United Nations Convention of the Rights of the Child 以下UNCRCと略す)」が成立したこともあり、子ども・子ども期に関する研究は、心理学や教育の領域を超え、今や、歴史家、人類学者、社会学者、フェミニストを中心に新しい領域が開拓され、「様々な環境にいる子どもの社会的、法的、文化的、政治的な生き様と

その文脈の探究に研究や調査の焦点が当てられる」ようになってきた。その背景には、従来の子ども期の概念の再考、すなわち「子どもの行動は単純なものから複雑なものへ、理性をもたない状態から理性をもつ状態へと進化発展する」という認識に基づき「発達段階と社会性の成長の軌跡を直線的に捉える」研究が支配的であり続けることに対する問題意識が共有されていた。そこで、子ども期研究は、子どもを「自らの人生を様々な方法を用いて創造し解釈することに関わる能動的な主体 (active subjects who engage in the creation and interpretation of their own lives in various ways)」と捉えることから出発する。そして、子ども期とは、「本来生物的に決められた普遍性をもつものではなく、社会的、歴史的、状況的に構成されたもの (childhood itself is something socially, historically, and situationally constituted, instead of primarily biologically given and universal)」という構築主義の立場に立つことを促す。そうすることで、子ども期の概念は、「文化的にも、存在論的 (ontologically) にも、政治的にも、ずっとそこに留まるものでは決してなく、新しい洞察や新しいアプローチがもたらされるたびに、問われ、問い直され」るものとなっていく。子ども期研究は、子ども期に関する体系的な知を提供するだけでなく、「子ども理解のための多角的な視点を拡充することに貢献」している。子ども期研究は、研究者のみならず実務家、行政官がそれぞれの業務の計画と遂行において、「子どもの視点、子ども中心の発想を要求」するものでもある。

よって、子ども期研究では必然的に学際的な思考の探究が不可欠である。実際、自然・人文・社会科学の諸領域をまたがることで、多くの実りある研究が蓄積されてきた。その反面、学際性には脆さや危うさも孕む。クックによれば、学際性とは、「望ましい見解や概念を単純に混ぜ合わせたカクテルのような既製品」ではない。それどころか、「幅広い視点や伝統を招き入れる場をつくろうと真摯な努力を重ねても、概念の違いからくる様々な考えや立場は、相互にそう簡単に適合することはない」。そのうえ、「口先だけの真剣さやイデオロギーの吹聴に反し、所詮子どもや子ども期の問題は、社会的関心の重要度からすると二の次にすぎない、という一般的な感覚」が長くくすぶっており、そこに「制度にみられる近視眼的発想」や「職業的な防衛意識」がからまりあい、「学際性を目指す努力の厳しい逆風となっている」。

そこでクックは、事典編集の目的を、「多くの見解、伝統、視点を集めて、多くの人に利用してもらうための場を提供する」とし、むしろ、「多くの項目で示されるアプローチや強調事項の違い」が包含されることで、「学際的な取り組みの難しさや不快感」が避けられるのではないかと期待を寄せる。つまり学際性とは、「項目間の関係、執筆者が追求する問題や疑問、読者がもたらす問題のダイナミズムのなかに見出」せる、と述べる。

実際に筆者がいくつかの項目を一瞥する限り、執筆者の専門性や問題意識によって記述内容に偏りもあり、項目間での記述の重複や矛盾も散見され、バランスに富んだ完成体とは言い難い。しかし、子ども期を共通項に創成されたこの分野の開拓者精神あふれ

る知の躍動を感じられる。以下では、子ども期研究の展開がUNCRCの成立と密接な関係を持つことに注目し、まず子どもの権利に関する項目から基本事項と執筆者の主要な主張を翻訳紹介する。それをもとに、子ども期研究の観点から子どもの権利の課題を整理する。最後に、欧米の子ども期研究の成果が日本の子ども学に示唆するものは何か考察する。

3. 子どもの権利論の諸相

子どもの権利に関する項目では、複数の執筆者が「子どもの権利は定義を求めるスローガンである」というヒラリー・ロダム・クリントンの1973年の箴言⁵にふれ、子どもの権利論の精度の低さを問うこの言葉が今なお妥当性を失っていない、とも吐露される。確かに、事典では子どもの権利を保障すること自体への反論は出されていないものの、子どもの権利の内包する意味は何か、合意形成が確立されているようには見られない。よって本稿では、子どもの権利論が様々に展開されている現状を踏まえ、執筆者の立場や見解の相違が明確になるように訳したい。

(1) コーディ【子どもの権利の歴史】—福祉権と自由権の拮抗—⁶

コーディは、子どもの権利に関する思想の歴史的経緯を福祉権と自由権の相克から描写する。コーディによれば、権利という用語が一般的となった18世紀以降、自由権は長らく成人にしか認められず、たとえ親は子どもの扶養、保護、教育の義務を負うべきとされても、子どもが親からの恩恵を受ける福祉権は実質的になかった、とみる。よって現実に子どもの福祉権の必要性が認識されるようになったのは、1924年の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」（以下、1924年「宣言」と略す）と、それに続く1959年の「児童の権利宣言」（以下、1959年「宣言」と略す）からだ、という。ここでコーディが目にするのは、1924年「宣言」の第4項「子どもは生計を立てる立場に置かれ…」と児童労働に触れている箇所、労働の自由が一部認められる。だが、1959年「宣言」になると、10の原則はすべて、前文の「子どもは身体的、精神的に未熟であるため、適切な法的保護を含む特別な保護と配慮を必要とする」を基に構成され、1924年宣言より保護的になった、とコーディは評する。つまり、ネグレクト、児童虐待、差別、無知からの保護に重点が置かれ、かつ義務教育制度の確立や医療サービスの整備もつまるころ国が保護を名目に子どもの自由を法的に制限した、とみる。そして、こうした福祉権への傾斜に異論が出されたのが1970年代で、女性解放運動の波及により子どもを取り巻く状況への関心が喚起され、子どもにも選挙権や経済的な役割を果たす権利など大人と同等の権利を与えるべきだという主張や、「力をもつ」大人の善意に基づく行動は「力のない集団である」子どもに対する「良性の抑圧 (benign oppression)」だという意見が登場した。

ここにみる「福祉権か自由権かという綱引き」が「部分的に解決」されたのが、1989

年のUNCRCである、とコーディはいう。コーディの解釈によれば、UNCRCは1924年「宣言」と1959年「宣言」を継承し、経済的、性的、その他の形態の搾取から子どもを保護する必要性と子どものための健康、社会、教育サービスの提供の必要性が強調される一方、第12条から第16条で、子どもを「耳を傾けられ、配慮されなければならない独自の利益と見解を持つ人間として捉えられている」点が大きな変化である。

最後にコーディは、UNCRCには「かつてないほどの自律性 (autonomy) を持った子どもの姿」が示されていると述べて、子どもの福祉的な保護の権利と新たに認められた自由の権利とのバランスは、理論的にも実践的にも論争的である、と結論づける。

(2) ホルツハイター【UNCRC】—「法的主体」としての子どもと「進化する能力」—⁷

ホルツハイターは、UNCRCの基本的な特徴、その起草の経緯、実施と監視のメカニズム、UNCRCの成果、反響、論争について詳説する。先にコーディが思想上にみる福祉権と自由権の拮抗に着眼したのに対し、ホルツハイターは、国際法の展開過程を法律的言説と福祉的言説の緊張関係から読み解き、UNCRCを機に、子どもの法的地位が「保護対象 (an Object of Protection)」から「法的主体 (Legal Subjectivity)」に比重が移るのは、子ども期に対する認識の革新によると論じる。

ホルツハイターは、UNCRCの国際文書としての重要性をこう評価する。すなわち、①過去に例のない最も包括的な国際人権文書である、②ほぼ全世界で支持されている、③子どものための国際条約としては初めて、子ども期の期間を18歳までと明確に定めている、④国連の条約のなかで最も早く採択後9カ月で発効した、である。

なおホルツハイターは、子どもの権利に関する国際法の歴史の特徴を二極の言説が引き合う点にみており、一方の極には「個々の権利の所有者である子どもに関する厳格な法律的言説」が、他方の極には「権利という用語で表現されていても、(実質は) 子ども期に対する国や社会の道徳的な義務を表す児童福祉の言説」がある、とする。そして、国際法において、子どもを「保護対象」とみなすか、「法的主体」とみなすかの拮抗が、20世紀に発行された子どもの保護と子どもの権利に関するすべての国内法文書に反映され、影響力をもってきた、という。

ホルツハイターはUNCRC採択までの経緯をこう振り返る。すなわち、1970年代後半、ポーランド政府を中心に子どもの権利に関する国際条約の素案が出された当初は、短期間での成立が楽観視されていたものの、UNCRCの起草には10年以上かかった。その結果、1924年「宣言」と1959年「宣言」が、「子どもが享受できる具体的な権利の数が非常に少なく、主な義務者も明記されていない象徴的なもの」であったのに対し、UNCRCは「41の実質的な条項を持つ包括的な人権条約へと発展」した、と評す。

ホルツハイターが特に注目するのが、草案作成の長い過程で、子どもが享受できる権利が大幅に拡充されただけでなく、そこに「子ども期の哲学の変化」が反映され、子ど

もに対する態度において「純粋な保護的アプローチが否定」され、「より権利に基づいた立場から利益を求める方向」へと大きく転換した点である。すなわち、過去の二つの国際宣言の内容は、「子どもを保護するための普遍的な原則や願望に過ぎなかった」のに対し、UNCRCにおいて、「国際法の対象および行為主体者としての子どもが誕生」し、「慈善や博愛の対象ではなく、法的人格としての子どもの（部分的な）独立と権限が強調された」、とみるのである。

さらに興味深いのは、ホルツハイターが、UNCRCを画期的な文書だと評し、UNCRCを契機に、国際法において、子どもは「無垢で未熟、あるいは将来の大人や市民」だとする従来のイメージと、子どもとは「進化・成熟していく人間（an evolving, maturing person）」だとする新しいイメージが「統合」された、と指摘する点である。そして、UNCRCの起草者は、「子ども期とは自律性が漸進的に増し、依存性が漸進的に減るのを特徴とする移行期」という認識を国際法に初めて移入した、と解す。

この子ども期を「移行期」とみなす考えを、ホルツハイターはこうも言い換える。すなわち、UNCRCの起草者は、従来の保護的、父権主義的な子どものイメージに、子どもは「社会的、政治的、経済的に有能な人間に育ち、十分な情報に基づいた意思決定を行う能力を持ち、その結果、自分自身に直接関係する問題に参加できるよう成熟していくというイメージ」を加えた。ここでホルツハイターは、UNCRCの革新は、「子どもの成熟度は向上していく」もので、子どもは「進化する能力（evolving capacities）」を持つという能力観に裏付けられた、とみている。そして、この進化の発想は、子ども期を固定的に捉えるのではなく「独立し能動的な権利保有者へ向かう途上」とみなし、子どもを「慈善、博愛、保護を要する声なき受け身の対象とみなしていないことの表れ」、だとする。その「進化する能力」観の象徴が第12条で、第12条こそ国際法に加えられた「子どもの新しいアイデンティティ」だ、と評す。

ホルツハイターによれば、2019年に30周年を迎えたUNCRCは、子どもの権利を実現し強化するための国際的および国内的な取り組みの基礎として、世界のほとんどの国で法的、政治的、社会的な変化をもたらす「極めて重要な触媒（a pivotal catalyst）」で、条約で謳われる権利と原則は、各国政府、国際機関、市民社会組織が、子どもの権利を「展望（vision）ではなく現実（reality）にするために努力する際の基準（benchmark）」になっている、という。さらに、UNCRCの効果に関する学術的分析の大部分がその実施と監視に関するものだが、一方で、国際的な人権基準が国内的・地域的な文脈において妥当か否かに関する議論の過程で、それが「決して普遍的に共有され受け入れられているわけではなく」、多くの論争や抵抗があることも明らかとなっている、とみている。

そのため、ホルツハイターは、UNCRCは「子ども期や子どもであることの意味を理解する方法の違いに直面するたびに、意味や表現が変わる可能性のある、可塑的な国際規範の集合体（a set of malleable international norms）」、と捉える。そうになると、子どもの権

利は「道徳的または法的な論拠によって意味を持つのではなく、子どもの権利を意味あるものとし、それを政治的、社会的、法的な行動を通して用いようとする特定の文脈のなかに置かなければならない」ことが、課題となってくる。

ホルツハイターは、UNCRCの意味や妥当性は、「子どもの権利が用いられる状況や日常の相互作用の場、子どもや若者がそこに居て、彼等について論じられ、考えられ、定義されるすべての場と独立させて考えることはできない」、と結論づける。

(3) ハンセン【子どもの権利論】—父権主義／自由主義／福祉主義／解放主義—⁸

ハンセンは、子どもの権利論の全体像を、時間軸と空間軸、理論と実践から俯瞰する。

ハンセンによれば、子どもの権利研究が、道徳・哲学・法学など個々の領域の課題解明に限定されていた段階から、近年は、「子ども期研究と社会科学的人権研究が交差する地点」で展開されるようになった、とみる。特にハンセンは、子ども社会学による「子どもの権利が効果を持って施行されているか否か」に関する実態調査、また「自己省察的アプローチ (self-reflexive research)」を取り入れた人権研究による「権利の言説と政策が生み出されている環境や、それらがどのように社会的実践に結びついているか、人権基準や実施手順がどのような社会的帰結をもたらすのか」を実証的に解明する試みに、大きな期待を寄せている。このようにハンセンは、子どもの権利研究が、「もはや子どもの権利とは何か、あるいはどうあるべきかという単なる法的あるいは哲学的な研究にとどまらず、子どもの権利の実践や適用される文脈における結果を検討する、より幅広い学際的な視点を統合したもの」となっている、と捉える。よってハンセンは、子どもの権利研究とは、「子どもの主体性、社会正義、人間の尊厳を重視しながら、子どもの権利の分野における世界的・国内的・地域的な規範、実践、言説の内容、起源、結果について、理論的・経験的・規範的な側面を批判的に調査する領域横断的な研究」だ、と定義する。

一方ハンセンは、子どもの権利は「倫理的に敏感な領域」であり、「それぞれが強く競合しあう規範とイデオロギー的立場」に向き合わなければならず、多くの場合、子どもの権利の範囲、優先順位、さらには正確な内容についての合意形成がなされるには、ほど遠い、とも考える。そこでハンセンは、子どもの権利に対するアプローチの多様性を理解するため、現在までの議論を①子どものイメージ、すなわち「成る者 (Becoming)」か「在る者 (Being)」か、②子どもの能力に関する議論、すなわち子どもは有能か無能かと、そう判断する根拠、③子どもに優先される権利、特に3P=保護権 (protection)・提供権 (provision)・参加権 (participation) の序列、そして④子どもと大人の差異に関するジレンマ、すなわち子どもの権利を大人と同等とみた場合と子どもに大人と異なる特別な権利を与えた場合のそれぞれが直面するリスクと葛藤、の4つの軸から整理し、見取り図を作成する。結論を先取りするならば、ハンセンは子どもの権利に対するアプロー

チは、父権主義、自由主義、福祉主義、解放主義の4つに分類できると示す。

この4つの典型を紹介する前に、ハンセンが子どもの権利の歴史と概念について、コーディヤホルツハイターとは異なる解釈をしていることを確認しておこう。

ハンセンによれば、子どもの権利は、20世紀初頭に始まった一連の社会的および政治的過程の産物で、当時は「児童保護に限定」されており、そこで展開された児童救済運動では、「脆弱 (vulnerable) な子どもの窮状を緩和するのは大人の道徳的義務であり、子どもは受動的な犠牲者で単なる介入の対象」と見なされた、という。だが、「福祉国家の登場と発展に伴い」、特に第二次世界大戦後、子どもの権利は次第に「社会福祉の言説の中に組み込まれ」、子どもの権利には、あらゆる形態の暴力と搾取を防止するための「児童保護」に加え、子どもに「教育、医療、家族支援、社会福祉サービスなどを特別に提供する権利」も含まれるようになる。1970年代になると、市民権運動や反権威主義的解放運動との共闘によって、子どもの保護と福祉の権利にも全面的な (exclusive) 関心が向けられる。その結果、「言論の自由、集会の自由、司法手続きにおける適正手続きの保証」など、「子どもの自律性」の意義が提唱され、子どもの権利概念が「補完」された、とみる。そしてハンセンは、過去からの「保護主義 (protectionist)」、「福祉主義 (welfarist)」、「自律 (autonomy)」のアプローチが集約されたのが、1989年の国連子どもの権利条約である、とみなす。ここで留意しなければならないのは、ハンセンが、コーディヤホルツハイターと異なり、保護と福祉の概念を峻別し、また自律の意を「因習や規律、権威に囚われない自由、寛大、開放の意 = liberal」と、「支配・束縛など抑圧から逃れる解放、釈放、救済の意 = emancipation」の二通りに解釈している点である。

ハンセンは、子どもの権利を人権として認識することの戦略的重要性についての合意形成が広くなされても、子どもの権利に対するさまざまなアプローチの間の「格差」が解消されるわけではなく、「子どもとは何か、子どもには何ができるのか、子どもには何が必要なのか、大人と子どもの差異は何なのか」など、子どもの権利を主張する人々の間で議論が続いており、だからこそ、そうした議論の構図をわかりやすく図式化する必要性を説く (表1)。以下では、ハンセンによる子どもの権利論の4つの典型を全訳し紹介する。

表1 子どもの権利論の四つの典型

	父権主義 (Paternalism)	福祉主義 (Welfare)	解放主義 (Emancipation)	自由主義 (Liberation)
子どものイメージ	「成る = Becoming」者	「成る」者 > 「在る」者	「在る」者 > 「成る」者	「在る = Being」者
子どもの能力	無能 (Incompetent)	有能と証明されない限り、無能 (Incompetent, unless)	無能と証明されない限り、有能 (Competent, unless)	有能 (Competent)
子どもの権利 (優先順位)	保護権 (Protection Rights)	保護権 > 提供権 (Provision Rights) > 参加権 (Participation Rights)	参加権 > 提供権 > 保護権	参加権
差異のジレンマ	子どもは特別な権利 (Special Rights) を要する	子どもは基本的に特別な権利を要するが、大人と同等の権利も認める (Special Rights > Equal Rights)	子どもは大人と同等の権利を有すが、特別な権利の必要性も認める (Equal Rights > Special Rights)	子ども権利と大人の権利は同じであるべき (Equal Rights)

※ ハンセン作成の表p.492をもとに首藤が説明を加筆

●父権主義 (Paternalism)

父権主義の立場では、子どもは依存的で、将来の市民 (になる者 = Becoming) とみなされ、合理的な決定を下す能力がない、と一般に考えられている。子どもの権利は、保護に限定され、両親、州、または法規、制度、福祉団体に依拠し父権主義的な方法で子どもを扱うことができる専門家またはボランティアに任される。父権主義者の見解では、子どもの管理は、子ども自身および他者から保護する必要性から正当化されており、子どもは生来、自分自身の現在および将来の利益についての適切な概念を欠いている、と考えられている。子どもは大人とは本質的に異なる存在であり、その能力や価値も異なると考えられているため、父権主義は<差異のジレンマ>に対処する必要はない。父権主義者は、子どもは特別な扱いを受ける必要があり、将来のウェルビーイングを保持するため (大人とは) 異なる特別な権利を有する、と考える。子どもの最善の利益は、子どもに手を差し伸べ、子どものために権威を行使する、注意深く愛情のある大人によってすべて決められる。父権主義は、哲学的にも、子どもや若者のための活動においても、長い歴史的なルーツを持っている。例えば、19世紀末から20世紀初頭にかけての社会的・政治的な改革運動は、子どもに対する父権主義的アプローチを象徴しており、欧米で児童保護制度や少年司法制度が設けられた基礎となった「児童救済運動」がその典型である。

●自由主義 (Liberation)

父権主義とは正反対の立場をとるのが、自由主義 (または反父権主義) である。自由主義とは、子どもは、自立した能動的な市民 (在る者 = Being) で、十分に根拠のある合理的な決定を下すことができると見なされる。よって子どもは、大人と同じように、自律権と社会への完全な参加権を持つ。自由主義者は、子どもの解放 (liberation) は社会解放 (emancipation) のためのより広範な運動の一部であると考え、主張の出発点において、子どもの自律性を認め、子どもの自己決定権を重視する。自由主義者は、子どもと大人との差異より、大人と子どもの平等性を認めようとする。自由主義の見解では、子どもは何者か、何ができるか、何に値するかはまさしく大人は何者か、何ができるか、何に値するのか、と対になっている。自由主義では子どもに対し大人と平等な権利だけを認める必要があるため、<差異のジレンマ>を考慮し、(大人と同等の) 一般的権利と (子どもだけに付与される) 特別な権利のバランスをとる必要がある。子どもの権利に対する自由主義的なアプローチは、1970年代の米国で社会運動の中核をなしており、子どもの世界と大人の世界を分離することは、子どもに対する抑圧的で不当な差別形態のひとつと認識された。よって、運動の支持者は、子どもにも大人と同じ権利や特権が与えられるべきだ、と主張した。

●福祉主義 (Welfare)

福祉主義によって擁護された子ども期のイメージは、前二者と比べると少し微妙で、子どもは、「成る者=Becoming」と「在る者=Being」の両方と見なされる。能力に関する議論では、福祉主義者は子どもを主として無能 (incompetent) とみなすが、無能ではないという反証も許し、そうではないという意見には立証責任を求める。UNCRCに沿い、福祉主義は、子どもの権利の重要度を、保護権、提供権、参加権の順に置く。＜差異のジレンマ＞に対する福祉主義のアプローチは、子どもの平等な権利をある程度は認めるものの、出発点は子どもの特殊性に置き、主として子どもの特別な権利を擁護する立場を採る。子どもの権利への福祉主義的アプローチは、国内政治における児童保護と児童福祉の分野だけでなく、国際開発協力においても主流となっている。国連国際子どもの緊急基金・国連児童基金も福祉主義の立場に立っており、支援の焦点は子どもの生存と保護の権利擁護である。

●解放主義 (Emancipation)

解放主義もまた、子どもを、「成る者」と「在る者」の両方のイメージで捉えるが、福祉主義と順序は逆である。能力の議論では、解放主義は子どもが権利を行使することを否定する人に対し、立証責任をその人たちに転嫁する。つまり子どもは有能でないことが証明できないのであれば、子どもは有能であると見るのである。権利の重要度の序列では、解放主義は子どもの参加権を優先し、次に提供権と保護権を置く。＜差異のジレンマ＞に対して、解放主義は子どもの平等な権利から分析を開始するが、評価の結果によっては、子どもの特別な権利を認め、それがより強い解放効果をもたらす場合もあると認める。1990年代の初めから世界のさまざまな地域で登場してくる児童労働組織は、子どもの権利に対する解放主義の一例である。児童労働団体は、児童労働に関する議論に加わり、子どもが尊厳を持って働く権利が認められることを望む。こうした団体は、子どもを有能な存在とみなし、労働権など一般的な人権を認めるべきだと主張するものの、子どもの将来を左右することとなる「教育を受ける権利」を損なうことまではしない。

ここで改めて、ハンセンがいうところの＜差異のジレンマ＞について補足しておく。

ハンセンは、子どもは大人と異なる存在だが、同等でもある、とする。そうなると、大人と子どもの違いは何に関係しているか、が問題になってくる。子どもの権利は、女性の法的権利に関する議論と同じく、「子どもの大人との類似性を強調し、同等の権利を主張」することもできれば、「子どもとの差異を強調し、子どもには特別な権利が必要だ」という主張もできる。しかし、「子どもと大人は一体同じか違うか、という問いは、文脈のなかで検討せざるをえず、そもそも違いは何から生じるのか、違いをもたらす違い

について考えなければならない」こととなる。

ハンセンは、〈差異のジレンマ〉を、こう説明する。要するに、子どもは大人の権利と同等の権利を選択すべきとした場合、子どもにとって大人と同等の権利をもつことが適切ではなく、とはいえ子どもは特別であることが十分に説明できない、というリスクが生じる。他方、子どもの特殊性に基づき特別な権利を認めるべきとした場合、そうした特別な（つまり大人と異なる）権利が新しい形態の差別につながりかねない、というリスクも高まる。よってハンセンは、「すべてのジレンマに関して、子どもと大人の相違点と類似点の何が妥当で、どれが不適切かという問いに最終的な答えを与えることは困難」であり、〈差異のジレンマ〉を解決するためには、「一般的な抽象論ではなく、子どもと大人の同等な権利または特別な権利を具体的な文脈に即して評価が必要となる」、と述べる。この考えはホルツハイターや後述するアルドスの見解とも実是一致的。

最後にハンセンは、子どもの権利の拡大に伴い、今後は、「グローバリゼーションが子どもたちの生活に与える影響の大きさ、各国間や国内での経済的不平等の拡大、気候変動の被害の偏り、子どもや子ども期に関する公的な言説にみられる道徳の強化など、すべてが子どもの権利の分野における新たな論争の勃発につながる」、と懸念する。そして、子どもの権利をめぐる、「ボトムアップ型とトップダウン型の対立」や、ヒューマン・キャピタル（人的資本）の視点から子どもの権利を「未来のため」に向けさせる発想、またポストコロニアリズムの視点から過去に侵害された子どもの権利を認めさせようとする主張などにふれつつ、「子どもの権利の枠組みだけでは、規範的な、つまり政治的な性質を持つ問題を解決することはできない」と、結論づける。

(4) アルドス【子どもの権利に対する批判】—概念的脆弱さと不調和—⁹

アルドスは、子どもの権利に対する批判を以下のように総括する。

UNCRCは過去30年間、「政策、プログラム、および法執行において各国が子どもの権利をどう解釈するかについての鍵となる参照軸となり、子どもの権利運動の推進力となってきた」点、またUNCRCが子どもは「自身の権利を有する完全な人間」であり、子どもの権利を「慈善や人間愛の次元からではなく、正義 (justice) と資格 (entitlement) の問題として捉えるよう認識のあり方を変えた」点は評価できる、とする。だが、子どもの権利の言説は多くの批判にもさらされていることも事実で、アルドスは特に、子どもの権利概念に対し出されている批判を、変則性 (anomalies)、文化的多様性 (cultural diversity)、政治的多元性 (political plurality) の三つに分類し紹介する。本稿では、紙幅の都合で、子どもの権利概念の「変則性」に関するアルドスの言及にのみ焦点をあてる。

アルドスは、子どもは尊厳と敬意を持って扱われるに値する存在で、その公約を実現するためには権利が不可欠であることは広く受容されており、多くの活動家や研究者

は、この面で権利の言説を承認している、とする。では、権利の言説のどこが「通常とは異なる」つまり変則的だと批判されているのか。

アルドスは第一に、子どもの権利の定義は多くの面で、曖昧 (vague) あるいは帰納的 (inductive) だとする意見があり、それは子どもの権利の概念的基盤の支離滅裂、一貫性や統一性、明確さのなさ、矛盾 (incoherency) に起因する、とみる。例えば、子どもは脆弱であるのに、声、行為主体性、自律性を持っているとみなされるため、「法的手続きにおいて操作の余地」を生む。同じく、「最善の利益」、「進化する能力」、「意志」、「社会的利益」といった主張が競り合うため、理論的基盤に深刻なジレンマをもたらす。さらに、子どもには能力が欠如しているにもかかわらず、子どもの権利を強化するのは、社会全体に影響を及ぼし不安を煽る材料にもなる、と述べる。

アルドスによると、子どもの権利論の変則性の第二は、権利と責任に関する主張のぶつかり合いに対する懸念から発する、という。なぜなら、子どもは責任なしにあまりにも多くの権利を与えられている、という認識が持たれているから、である。ここで問題なのは、以下である。すなわち「権利の枠組み」から子どもと大人の関係性を見てみると、大人は、「主として子どもの権利を保証する義務の担い手」とみなされる。その結果、「権利保有者」である子どもと、「義務の担い手」つまり「子どもの権利を実行するための道徳的代理人」とみなされる大人が切り離される。さらに、この（権利保有者が義務の担い手に）「依存する関係」は、子どもの能力が低いと高まり、その力関係は、子どもの年齢、性別、経済的剥奪、政治的混乱、文化的貧困に左右される。アルドスは、子どもと大人（≒親）の関係が対立する場面として、家庭生活、家庭裁判所の手続き、子育て関連の要件を挙げ、子どもの権利が大人（≒親）の権利に反する例に注目する。そして、UNCRCの解釈は、大人（≒親）に対する大きな不信感を前提としており、子どもの権利は大人の権利と比較して「特権的な位置」に置かれていることを意味する。この概念的な「(大人—子ども関係の)再構成」が、国家に家族生活や大人（≒親）と子どもの関係に介入するための余地を与える。こうしてみると、子どもの権利にUNCRCが知的基盤を提供したことは事実だが、「大人よりも子どもに権利を与えることの道徳的正当性は明らかではない」、とアルドスはいう。

子どもの権利論の変則性の第三の批判としてアルドスが挙げるのは、権利に立脚したアプローチでは、マジョリティの世界（筆者注 一般に言う先進国の意ではなく子どもの人口が多い地域の意）では、子どもは二重の危険にさらされる、という点である。例えば、南半球 (Global South) では、UNCRCが掲げる子ども期の理想と子どもの現実の間には「大きな溝」がある。そもそも、現地の社会システム、構造、関係性の枠内で、子どもの権利を地域的かつ包括的なレベルで運用しようとする場合、その過程に非常に多くの複雑性と流動性があることは、様々な研究から示唆されている。ましてや、子どもの権利という考えは「個人主義」と「自由主義」に根ざす発想で、かつ理論的進歩を

背景に「科学的知識」および「本質主義的理解」(筆者注 子どもは本質的にみな同じで、何者にでも「成る=Becoming」可能性を秘めるという観念)を非西欧世界に移入することは、かえって子どもの生活を規制し、制度で縛ることにもなりかねない。このようにUNCRCの前提は西欧中心主義であり、現地の条件を無視して子どもの権利擁護を名目に介入し、かえって子どもの生活に悪影響を及ぼしている、と今日批難されるようになった。だからこそ、「子どもにとって子ども期の生きた経験は、文脈、関係性、権力、行為主体性、社会的地位、特権、剥奪などと関連して、重要な意味を持つてくる」と、アルルドスは結論づける。

(5) まとめ

以上、事典から子どもの権利に関する記述をできる限り原文に忠実に紹介してきた。改めて各項目をつき合わせてみると、半世紀前のヒラリーの言葉通り、子どもの権利とは何か、その定義はまだ模索途上のように思われる。

特に、UNCRCを機に子どもの権利は「慈善や人間愛の次元からではなく、正義と資格の問題」となったとしても、「福祉権に加え自由権も獲得した」という思想史的理解と、UNCRCでは「純粋な保護的アプローチが否定され、子どもに対する保護主義、福祉主義、自律主義の三つのアプローチが集約された」とみる国際法上の解釈、子どもの権利論の分類上、UNCRCを「福祉主義」に位置づける言説分析の三者には、若干の齟齬がみられる。他方、UNCRCの子ども像を「耳を傾けられ、配慮されなければならない独自の利益と見解を持つ人間」、「法的な人格として(部分的にせよ)独立と権限が認められた」、「自身の権利を有する完全な人間」とする各解釈が、完全に一致しているだろうか。

UNCRCの革新性とは、国際法における子どもの地位を変え、子ども期の「自律性」は「漸進的に増す一方」で「依存性は漸進的に減る」いわば「動的なもの」と解釈し、子どもの成熟度は「進化」「向上」という考えにある、という説が示されていた。これは理念としては想像できるが、実際に「自律性」の「程度」を基準に権利擁護を進める際、大人の裁量や操作の余地が入り込むことは既に指摘されてきた通りだろう。つまり、子どもに対して参加権や意見表明権の行使を認める場合、その「進化」「向上」する「動的」な「自律性」、例えば子どもの情報選択的的確さ、意思決定の妥当さ、表現の信頼性を、誰がどう客観的に測定・評価するのか、それらの判断の合理性や正当性、信頼性をいかに担保するのか、文脈に左右されてくる。ここに、「<差異のジレンマ>」や「責任と権利の拮抗」が生じるのであろう。

無論、UNCRCの言説に矛盾や不調和があろうと、UNCRCは子どもが直面する複雑で困難な状況、特に脆弱で不利な立場にある子どもに対する抑圧や差別の実態を可視化させ、大人に対し問題解決のための意識啓発と実効性のある行動を促す上で戦略的意義をもつことは否定できない。だからこそ、UNCRCは固定した普遍的基準ではなく、潜在的

に様々な解釈が可能な緊張と矛盾を孕んだ言説であることへの自覚を促し、UNCRCは「子ども期や子どもであることの意味を理解する方法の違いに直面するたびに、意味や表現が変わる可能性のある、可塑的な国際規範の集合体」とみる意見は、説得力をもつ。

4. 子ども期研究の今後の課題

子ども期研究を総括する事典の組上に載せると、子どもの権利論をめぐる上記の議論や批判は、「大人と子どもの差異」「子どもの脆弱性と有能性の扱い」「文脈における子ども期の意味や価値」という問いに直面していることが明らかとなった。権利研究の成果をその枠組みや前提、方法論を軽視し、厳密な手続きを踏まえず他分野に安易に接続することは本来戒められるべきだが、UNCRCから派生する子ども期の課題は、子ども期研究自体の論点ともいえる。そこで以下では、上記の課題解決に向け、子ども期研究の方向性はどうか、改めて事典に立ち返り、確認したい。

(1) 「発達」・「成る (Becoming)」・「在る (Being)」の再考と「他者」としての子どもの発見

UNCRCで初めて子どもの「自律性」が認められた背景には、「子どもの哲学の変化」があった。その「子どもの哲学の変化」とは、「発達」概念への懐疑であり、「発達」の尺度に頼らず、子どもの「育ち」の変化を読み取り描こうとする学術的格闘の軌跡を指す。その筆頭で反発達論を牽引してきたのが、子どもを「成る」者ではなく、「在る」者と捉え、「大人と子どもの関係性」そのものを問う子ども社会学 (Sociology of Childhood) である¹⁰。

【子ども社会学】についてレオナード¹¹は、子どもを身体的、心理的、社会的に成長して大人に「成る」者—未熟で無能、理性がなく大人に依存する受け身の声なき存在—とする既存の概念を覆し、子どもは今ここに生きる「在る」者—当事者 (actor) として自らの子ども期を創造する有能で信頼に足る行為主体 (agency) —だと位置づけ、子ども期の解釈にあたり「子どもの声や視点を反映させた」協働研究を模索してきた、と紹介する。

一方、【発達】を検証したミルズ¹²は、日本語で「発達」と訳される“development”は、成長 (growth)、進歩 (advance)、進化 (evolution)、進展 (progress) の意味や隠喩と切り離せず、客観科学に基づく価値中立的な概念ではない、と看破する。ミルズは「発達」が、「有機体や対象が完全で完成された形態に到達するまでの道程を描写する」、そこから転じ、目標や目的に向かって物事を説明する、つまり「目的論的思考 (teleological)」だ、と解す。加えて「発達」に含まれる「変化、望ましい結果をもたらす方向へのより良い前進」の意が、社会全般に及ぼす影響は大きく、「正常」や「標準」の指標として規範性を帯びる、と問題視する。つまり、「発達」概念は進歩や進化を導く「開発」と同義

となり、障害児の「発達支援」や途上国の「開発協力」を正当化する根拠に適用され、そのプロジェクトにおける介入の方向性や要点を組織化する権力性をもつ、と批判する。

発達概念が内包する目的論的思考や規範性、コロナリズムに対する反省から、子ども期研究では「発達」という用語を避け、「成る」という表現が用いられてきた。事典で【在ると成る】を解説したミレイ¹³は、子ども社会学で子どもをエンパワメントするため、意図的に子どもは「成る」者ではなく「在る」者だと強調されることにふれ、結果的にそれは「在る」と「成る」の分断を招く、と警告する。つまり、「在る」と「成る」は分離不能で、人間の生はどちらか一方だけではない。近年、大人期の理想、つまり完成体としての理性や有能さ、成熟の形が見えづらく、大人期と子ども期の境界が曖昧になってきたため、子どもも大人も、生涯を通じ各自が多様に生成変化を続ける「成る (Becomings)」者である、と複数形で表する試みもでてきた。しかしここでも、ミレイは、子どもの「成る」と大人の「成る」を同じではなく、その違いはどこにあるのか、改めて、「他者」としての子どもの「異質性」の解明が不可欠だ、とする。

(2) 子どもの「自律性」「行為主体性」「声」の再考と子どもが生きる「文脈」への着眼

先に、UNCRCにおける子どもの「自律性」の解釈と扱いの混乱にふれたが、子ども期研究でも、「自律性」「行為主体性」「声」の再考が課題とされている。例えば、事典で【子どもの声】を執筆したコミュニエンは、子どもの「声」という概念には、「物理的な意味」と「比喩的な意味」の両方が含まれ、子どもの「声」を聴き取ろうとする場合、その対象の選定や手続き、技術、倫理的配慮は慎重を期すべき、という。そして理念としていかに素晴らしくとも、子どもの「声」を「意見」として同定できるか、疑問視する¹⁴。「声」は本質的に個人の所有物として単独で成立し完結するのではなく、「関係性のなかで意味が生成変化」し、「時空間的文脈によって形作られる」、からである。同じことは「行為主体性」にも当てはまる、とローゼンは述べる。「声」と同義に用いられることもある「行為主体性」も、「関係性として再理論化する」ことが理解の鍵、という¹⁵。

子どもの権利の議論に戻るなら、事典では、子どもの権利は「道徳的または法的な論拠ではなく、子どもの権利を意味あるものとし、それを政治的、社会的、法的な行動を通して用いようとする特定の文脈の中に置かなければならない」、UNCRCの意味や妥当性は、「子どもの権利が用いられる状況や日常の相互作用の場、子どもや若者がそこに居て、彼等について論じられ、考えられ、定義されるすべての場と独立させて考えることはできない」、また「すべての(差異の)ジレンマに関して、子どもと大人の相違点と類似点の何が妥当で、どれが不適切かという問いに最終的な答えを与えることは困難」であり、<差異のジレンマ>を解決するためには、「一般的な抽象論ではなく、子どもと大人の同等な権利または特別な権利を具体的な文脈に即して評価が必要」と、見解は一致していた。

だが、事典【子ども期研究】の執筆者ローゼンは、このように個別具体的な文脈や関係性のなかで、子どもの「自律性」「行為主体性」「声」「子どもの権利」を位置づけ、その意味や作用を問う試み、すなわち構築主義的アプローチの限界を説く。ローゼンは、子ども期研究の大きな課題は、構築主義と本質主義、文化と自然の二元論を超えることだ、と主張する。つまり、生物学を優先させる発達心理学に反し、子ども期研究が子ども期の「非自然化」を試み、「子ども期の構築に関与する解釈と意味づけの社会的および文化的行為を優先」しようとする、「子ども期を構成する文化と自然が完全に別個の領域であり、まったく異なる、不釣り合いな過程で統治されている」ことになる。その結果、「子どもに具現化された経験、それは時間の経過のなかで身体が育ち成熟していくことも含むものだが、それが子ども期研究の多くで無視されることになる」、と懸念する。ここで、子ども期研究はアリエスの至言、すなわち人間の「生、死、性、出生」は「生物学に属していると同時に社会的な意識のあり方にも属し、自然に属すとともに文化にも属す」に戻る必要がでてくる。すなわち、子どもが生まれ育ち生きる事象は「自然」と「文化」が交差する領域であるからこそ、普遍主義、本質主義と構築主義の融合が求められるのである。よって、構築主義の脱構築が、子ども期研究の今後の向かうべき方向といえよう。

5. おわりに

翻って日本の子ども学の現状はどうだろう。例えば、子どもの経済的困窮や深刻な心的外傷の発見とその対応、日常的な差別や排除の解消に向け、領域横断的な貢献がみられる。だが、子ども学における発達心理学の支配は揺らくことなく、発達理論こそが子ども理解の大前提とされる。よって、発達概念の孕む権力性に関心が払われ、発達促進に適す実践を是とする介入の方法論的妥当性が問われる機会はあまりない。また、子ども学の拠点の多くが保育者・教員・臨床家・福祉職の養成校であるため、現場の問題解決に資する専門知識と技術の集積に重点が置かれる。そこで強調される、子どもの視点に立ち、子どもの声、自律性や主体性を尊重し、最善の利益を最優先させようという権利擁護運動の献身的な善意の陰で、時に大人の価値観や利害が紛れ込み、アリエスが相対化を試みようとした「教育と保護の対象」としての子ども観がますます強固に浸透し、「子ども中心」「子ども尊重」の名の下で、子どもに対する監視と管理の網の目が細かく張り巡らされている矛盾が突かれることもあまりない。もっと言うと、子どもを取り巻く環境や人間関係のリスク要因を徹底排除することによる安全・安心の確保は、子どもの「問題行動」や「負」の感情の発露を予防的に回避させるソフトな統制に一変する危険と裏表であり、大人に依存する受け身で傷つきやすい存在としての子ども観が潜在することへの自覚もあまりない。ましてや、「概念としての子ども期」を解明する構築主義的子ども研究、つまり子ども期に対する思想・歴史・社会・文化からのアプローチの意

義は、全く認知されていない¹⁶。

ローゼンによれば、子ども期研究は、従来とは異なる「子ども期の新しいイメージを創成し構築する」試み、「誰が子どもと見なされるのか、それは文脈に応じてどう変化するか、子どもまたは大人と見なされることの影響は何かを継続的に提起する」学究派、「従属的地位に置かれる子どものウェルビーイングのために問題解決に積極的に貢献する」改革運動派、それとは一線を画し「対象である子どもの利害とは分析的な距離を保つ」立場など、様々だという。それに倣うなら、日本の子ども学も視野狭窄から脱せよう。

クックは、学際性とは「望ましい見解や概念を単純に混ぜ合わせたカクテルのような既製品」ではない、と警告し、「口先だけの真剣さやイデオロギーの吹聴」、「制度にみられる近視眼的発想」、「職業的な防衛意識」を超え、相互にそう簡単に適合することはないという覚悟のもとで、各領域間の枠を超え「学術的な」議論を事典から進めようとしている。よって、もうしばらく事典を道標に、子ども期研究の向かう先を探ってみたい。

注

- 1 Philippe Ariès (1960) *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime* Plon 杉山光信他訳(1980)『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活—』みすず書房 「序文」 pp. 1～16
- 2 Childhood Studies、Child Studiesのコースが設置されている大学としては、英国ではオープン大学、ロンドン大学、リーズ大学など、米国ではラトガース大学、ジョージメイソン大学、ブルックリン大学、イリノイ州立大学など。英語の入門書、教科書としてはMartin Woodhead & Heather Montgomery eds. (2003) *Understanding Childhood: An Interdisciplinary Approach* Open University Press, Mary Jane Kehily ed. (2008) *An Introduction to Childhood Studies* Open University Press, Jens Qvertrup, William A. Corsaro & Michel-Sebastian Hong eds. (2009) *The Palgrave Handbook of Childhood Studies* Palgrave Macmillan, Allison James & Adrian L. James eds. (2012) *Key Concepts in Childhood Studies 2nd ed.* Sage, Mary Jane Kehily ed. (2013) *Understanding Childhood: A Cross-Disciplinary Approach* Open University Pressなど。なお、Anna Mae Duane ed. (2013) *The Children's Table: Childhood Studies and Humanities* the University of Georgia Press, Karen Wells (2018) *Short Introduction Childhood Studies* Polity, Spyros Spyrou, Rachel Rosen & Daniel Thomas Cook eds. (2019) *Reimagining Childhood Studies* Bloomsburyには最新の議論が盛り込まれている。国際ジャーナル誌としては、*Journal of Childhood Studies*、*Childhood: A Global Journal of Child Research*、*Global Studies of Childhood*など。
- 3 Daniel Thomas Cook ed. (2020) *SAGE Encyclopedia of Children and Childhood Studies* SAGE Publications 以下、本事典からの引用箇所表記では、*Encyclopedia*のみに略し、項目は【】内に示し、執筆者と頁数を記す。
- 4 Daniel Thomas Cook (2020) 【Introduction The Perspective and Interdisciplinarity of Children and Childhood Studies】 *Encyclopedia* pp. xxxv～xxxvii
- 5 Hillary Rodham Clinton (1973) "Children Under the Law" *Harvard Educational Review* Vol.43 No.4 pp.487～514
- 6 Margaret M. Coady (2020) 【Children's Rights, Historical Perspective On】 *Encyclopedia* pp.497～500

- 7 Anna Holzsheiter (2020) 【United Nations Convention on the Rights of the Child (UNCRC)】 *Encyclopedia* pp.1615～1621
- 8 Karl Hanson (2020) 【Children's Rights】 *Encyclopedia* pp.488～494
- 9 Vinnarasan Aruldoss (2020) 【Children's Rights, Critiques of】 *Encyclopedia* pp.494～497
- 10 William A. Corsaro (1997→2004→2011→2014) *The Sociology of Childhood (Sociology for a New Century Series)* SAGE Publications, Alan Prout (2005) *The Future of Childhood* Routledge, Allison James & Alan Prout (2014) *Constructing and Reconstructing Childhood: Contemporary Issues in the Sociological Study of Childhood* 3rd ed. Routledge
- 11 Madeleine Leonard (2020) 【Sociology of Childhood】 *Encyclopedia* pp.1478～1481
- 12 China Mills (2020) 【Development】 *Encyclopedia* pp.604～608
- 13 Zsuzsa Millei (2020) 【Beings and Becomings, Children as】 *Encyclopedia* pp.106～108
- 14 Sirkka Liisa Komulanien (2020) 【Child's Voices】 *Encyclopedia* pp.508～510
- 15 Rachel Rosen (2020) 【Childhood Studies】 *Encyclopedia* pp.344～350
- 16 日本でも学際的子ども期研究の試みはあり、19世紀末に始まる児童研究運動、1980年代の子ども論がそれに近いのではないかと思われる。特に、哲学、文学、社会史、文化人類学、民俗学、宗教学、深層心理学、現象学などによってなされた1980年代の子ども論では、発達心理学による子ども理解からの脱却も模索されていた。その成果と課題については、首藤美香子「子ども研究の模索—学際的「子ども期」研究と1980年代の子ども論」『本田和子と舞々同人たちのトポス—お茶の水女子大学児童文化研究室—』ななみ書房 2017年で論じている。

すとう みかこ (子ども文化論、子ども期の歴史と思想研究)